

青森大学施設整備将来計画委員会規程

(目的・設置)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）の学則第1条に示される教育の目的を着実に推進していくために必要な施設整備の中長期計画について審議するため、本学に施設整備将来計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学の学則第1条に示される教育の目的を踏まえ、校舎、研究棟、図書館、体育館、グラウンドその他本学の教育研究等の実施を円滑に行うために必要な施設整備について、今後10年程度の中長期計画を展望し、当面、4年間程度において整備すべき施設に関する計画を策定するための審議を行う。

(留意事項)

第3条 前項の審議に当たり、委員会は、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、附属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。
- (2) 教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。
- (3) 適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。
- (4) 教育目的の達成のため、コンピュータなどのICT環境を適切に整備しているか。
- (5) 施設・設備の利便性(バリアフリーなど)に配慮しているか。

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学監
- (4) 学長室長
- (5) 事務局長
- (6) 東京キャンパス長・むつキャンパス長
- (8) 学長が指名する教職員等

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、副学長をもって充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

5 委員長は作業部会を設置し、本規程が定める施設整備及びその中長期計画の立案にかかる企画調整をすすめることができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、委員会の運営等に必要な事項は、委員会が別に定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、委員会が審議し、学長が行う。

附則

この規程は、平成29年7月10日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から改正し、施行する。

附則

この規程は、令和3年2月18日から改正し、施行する。

附則

この規程は、令和3年6月23日から改正し、施行する。

附則

この規程は、令和3年9月29日から改正し、施行する。

附則

この規程は、令和5年5月31日から改正し、施行する。

附則

この規程は、令和6年5月29日から改正し、施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から改正し、施行する。